

# 強化選手認定小委員会 運営規程

(2022年5月版)

公益財団法人日本セーリング連盟オリンピック強化委員会

## 1. 強化選手認定小委員会の目的

強化選手認定小委員会(以下「本委員会」)は、公益財団法人日本セーリング連盟オリンピック強化委員会(以下「オリ強」)が定める、「ナショナルチーム等強化対象選手規程」に規定される、強化対象選手を認定するための委員会である。

## 2. 構成

本委員会は、下記メンバーで構成され、オリ強内に臨時に設置される。

- ・オリ強委員長(以下「委員長」)
  - ・委員長の補佐またはそれに相当する職の者(以下「補佐」)
  - ・オリ強委員で、かつ公益財団法人日本オリンピック委員会(JOC)が定めるナショナルチームコーチまたは専任コーチ等のコーチ資格を有する者(以下「コーチ」)
- 委員長を本委員会の長とする。

## 3. 協議方法

- 3.1 「ナショナルチーム等強化対象選手規程」の認定条件ないし認定継続条件に定められた大会あるいは選考会に於ける候補選手の成績が確定した後、委員長は適切なタイミングで本委員会を開催する。また、ダブルハンドクラスに於ける乗員の変更や認定取り消しが必要とされるような事案があった場合や、その他本委員会の開催が必要と判断される場合、本委員会のメンバーは、本委員会による協議の開催を、委員長および補佐に求めることができる。
- 3.2 委員長または補佐は、3.1 項の求めがあった場合、本委員会による協議の機会を設定しなければならない。
- 3.3 協議の形態は、対面、Web 会議、メール等、いずれの形式も問わない。協議は非公開で行われる。
- 3.4 協議には、病気等やむを得ない場合を除き、本委員会のメンバー全員が参加しなければならない。
- 3.5 本委員会のメンバーは、提示された事実に基づき、「ナショナルチーム等強化対象選手規程」の定義に沿っているか、吟味しなければならない。

## 4. 判定

本委員会での協議の内容に基づき、委員長は、当該選手を対象分類とするか否かの判定を行う。

5. 公示と対象選手への告知

判定後、オリ強は結果について速やかに当該選手に告知し、オリ強ホームページへの公示を行う。

以上

2020年12月15日制定

2022年5月28日改訂